

◎新潟県告示第415号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称  
種類 栃尾都市計画ごみ焼却場（長岡市決定）  
名称 栃尾市ごみ焼却場（栃尾クリーンセンター）
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課